

4. 申請手数料の電子納付手続

4-1. 納付情報照会

電子申請によって申請を行なった場合、手数料の支払いはPay-easy（ペイジー）に対応している金融機関のインターネットバンキングまたはATMから行なう必要があります。

Pay-easy（ペイジー）とは、公共料金、地方税や国庫金および各種料金の支払が、インターネットバンキングやATM等を通じて行える次世代の決済サービスです。

Pay-easy（ペイジー）が利用可能な金融機関は以下のURLを確認するか、各金融機関にご確認ください。

参考URL：<http://www.pay-easy.jp/where/index.html>

① 納付依頼メール

電子申請の審査が完了すると、以下のようなメールが届きます。

denpa01@soumu.go.jp 様

申請が受け付けられましたので、申請手数料の電子納付手続をお願いします。
申請手数料の問い合わせ番号は、S2012XXXX-00000123です。
注) 本メールに記載の「問い合わせ番号」だけでは、電子納付手続は行えません。

■ 手数料の電子納付手続について

申請手数料の電子納付手続は、「ペイジー(Pay-easy)」という仕組みに対応した金融機関のインターネットバンキング、またはATMから行なってください。

電子納付手続に際しては、以下3つの番号(納付情報)が必要になります。

1. 収納機関番号
2. 納付番号
3. 確認番号

※電子納付手続には、この3つの番号が必要です。
照会方法については、P.60以降で説明します。

下記リンクの「照会・変更」→「納付情報照会」から本メールに記載の問い合わせ番号で(収納機関番号、納付番号、確認番号)をご確認ください。

ATMをご利用の場合は、この3つの番号をお手元にお控えいただき、金融機関にお持ち込みください。
インターネットバンキングをご利用の場合は「納付情報照会」から電子納付を行なってください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/index.html#self>

□ 納付情報の確認手順と電子納付の方法は、以下のリンクより確認できます。

http://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/op_sbm_info_a_001.html

□ 電子納付手続に関するよくある質問は、以下のリンクより確認できます。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/faq/payment.html>

--

総務省 電波利用 電子申請・届出システム ホームページURL

<http://www.denpa.soumu.go.jp/>

このメールに関する問い合わせ先は、下記のホームページでご確認ください。

本メールの記載内容に関して身に覚えがない方もお問い合わせください。

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/contact/index.html>

お問い合わせの際は納付番号をお伝えください。

なお、当メールの送信アドレスは送信専用となっております。

返信メールでのお問い合わせは承りかねますのでご了承ください。

4. 申請手数料の電子納付手続

4-1. 納付情報照会

② 申請・届出メニュー

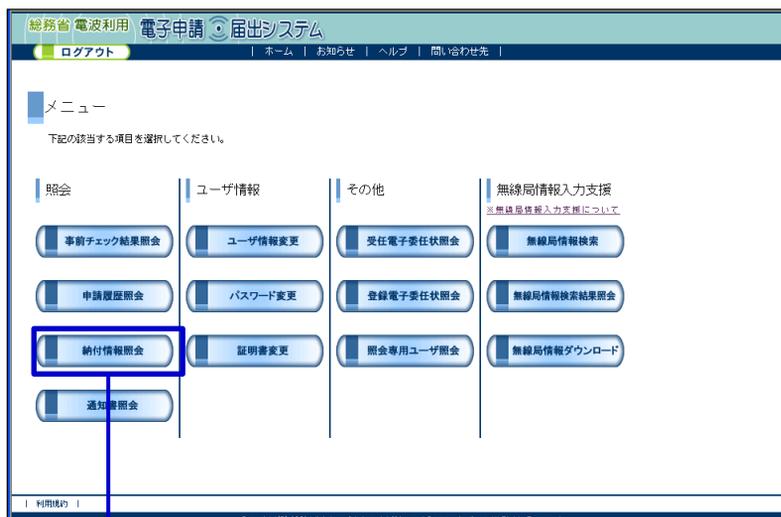
「照会・変更」ボタンをクリックします。

③ ログイン

ご自身のユーザIDおよびパスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。

④ メニュー画面

「納付情報照会」ボタンをクリックします。



⑤ 納付情報照会画面

この画面で、検索条件を指定し、「検索」ボタンをクリックします。

納付情報照会の流れ: 検索条件入力 → 検索結果表示 → 納付情報詳細

納付情報照会

問い合わせ番号等で検索する場合は検索指定ラジオボタンを、納付番号等で検索する場合は納付番号指定ラジオボタンを選択した後、検索条件を入力して、検索ボタンをクリックしてください。
すべての検索条件に一致する納付情報を一覧表示します。
入力のない項目は、検索条件として扱いません。(検索条件を入力せずに検索ボタンをクリックした場合は、すべての納付情報が一覧表示されます。)

範囲指定 納付番号指定

問い合わせ番号 (半角数字) 例: 2012XXXX-0000123 ~ 520090101-00000011-5200 1993-00000003 → 範囲 520090101-00000011のみ (下線部'0'は省略可)

納付内容 (複数選択可能)
 無線局開設申請手数料 無線局変更申請手数料 無線局廃止申請手数料 無線局閉鎖申請手数料
 無線局開設申請手数料 無線局変更申請手数料 無線局廃止申請手数料 無線局閉鎖申請手数料

納付状況
 未納 納付済 すべて

納付期間 (半角数字)
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
例: 平成15年4月1日~平成16年3月31日 → 範囲 平成15年4月1日~入力なし → 平成15年4月1日のみ

納付番号 (半角数字) 例: 1234-5678-0000-0100

納付依頼メールに記載の問い合わせ番号を入力します。

⑥ 検索結果画面へ

4. 申請手数料の電子納付手続

4-1. 納付情報照会

⑥ 検索結果画面

この画面で、納付番号、収納機関番号及び確認番号を確認します。
納付情報詳細画面に進む場合は、「納付番号」のリンクをクリックします。

納付番号	収納機関番号	納付内容	問い合わせ番号	手続名	担当所	納付金額	納付期限	納付状態	収納日
00100	11111	無線局再免許申請料	S201XXXX-0000123	無線局の免許申請	関東総合通信局	2,400円	平成24年8月30日	未納	-

※ATM又は別途インターネットバンキングから手続きする場合は、この3つの番号が必要となりますので、必ずメモしてください。

⑦ 納付情報詳細画面

インターネットバンキングをご利用の方は「電子納付」ボタンをクリックしてください。

納付対象情報	S2012XXXX-00000123
納付内容	無線局再免許申請料
問い合わせ番号	520390101-00000011
手続名	無線局の免許申請
担当所	関東総合通信局
納付金額	3,000円
納付状態	未納
納付依頼日	平成23年01月10日
納付期限	平成23年02月10日
収納日	-
納付関連情報	
納付の際には以下の番号が必要です。メモを取るか本画面を印刷してください。	
収納機関番号	00100
納付番号	1234-5678-9000-0100
確認番号	11111

納付情報照会から続けて電子納付手続を行う場合は、「電子納付」ボタンをクリックします。
電子納付手続については、P.62以降で説明します。

4. 申請手数料の電子納付手続

4-2. 電子納付手続

I. Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングを利用した電子納付手続

※インターネットバンキングの口座開設には金融機関への事前登録が必要です。また、ご自身がお利用になる金融機関がPay-easy（ペイジー）に対応しているかどうかをご確認ください。

インターネットバンキングを利用した電子納付手続には、以下の2通りの方法があります。

- ・ 納付情報詳細画面の「電子納付」ボタンから電子納付システムを経由して手続する方法
- ・ ご利用の金融機関のインターネットバンキングサイトから手続する方法

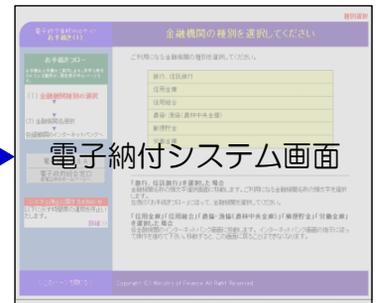
※電子納付システムを経由した場合、収納機関番号、納付番号及び確認番号が自動で入力されますので、入力の手間が省けます。

■ 電子納付システムを経由して手続する場合

納付情報照会画面の「電子納付」ボタンをクリックします。

納付対象情報	
納付内容	無線局関連申請手数料
問い合わせ番号	S2012XXXX-00000123
手続名	無線局再免許申請
届出局	関東総合通信局
納付金額	3,000円
納付状態	未納
納付依頼日	平成28年01月10日
納付期限	平成28年02月10日
収納日	-

納付関連情報	
納付の際には以下の番号が必要です。メモを取るか本画面を印刷してください。	
収納機関番号	00100
納付番号	1234-5678-9000-0100
確認番号	111111



(実際の画面とは異なります。)

ご自身が利用する金融機関を選択し、インターネットバンキングにログインしてください。

納付情報入力画面では、収納機関番号、納付番号等は自動で入力されます。

4. 申請手数料の電子納付手続

4-2. 電子納付手続

I. Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングを利用した電子納付手続

■ ご自身で金融機関のインターネットバンキングサイトから手続する場合

①インターネットバンキング口座にログインします。



②サービスメニューから「ペイジー料金払込」を選択します。



③収納機関番号を入力し、「次へ」ボタンをクリックします。



④納付番号および確認番号を入力し、「次へ」ボタンをクリックします。



⑤入力内容を確認し、「払込」ボタンをクリックします。



⑥サービスメニューから「残高・入出金明細」を選択し、納付を確認します。



※最後に、電子申請システムの申請・届出メニュー画面から納付情報照会画面まで進み、電子納付を行なった申請の「納付番号」を表示させ、納付状況が「納付済」になっていることを確認してください。

4. 申請手数料の電子納付手続

4-2. 電子納付手続

II. Pay-easy（ペイジー）に対応したATMを利用した電子納付手続

（代表的な金融機関の操作画面と操作方法をもとに説明します。金融機関によって、操作画面が異なりますので、ご注意ください。）

①ATMメニュー画面で「各種料金の払込」ボタンを押します。

いらっしやいませ
ご希望のお取引のボタンを押してください

お引出し	お預入れ	残高照会
お振込み	お振り替え	通帳金融
各種料金の払込	その他のお取引	English

②収納機関番号を入力し、「確認」ボタンを押します。

収納機関番号を入力したあと、
確認ボタンを押してください。

収納機関番号 00100 訂正

1	4	7
2	5	8
3	6	9
0		

確認

③納付番号を入力し、「確認」ボタンを押します。

納付番号を入力したあと、
確認ボタンを押してください。

納付番号 1234-5678-0000-0100 訂正

1	4	7
2	5	8
3	6	9
0		

確認

④確認番号を入力し、「確認」ボタンを押します。

確認番号を入力したあと、
確認ボタンを押してください。

確認番号 111111 訂正

1	4	7
2	5	8
3	6	9
0		

確認

⑤払込内容確認画面にて、内容にお間違いがないかご確認し、「確認」ボタンを押します。

内容をお確かめの上、
確認ボタンを押してください。

払込先	財務省会計センター
納付番号	1234-5678-0000-0100
お名前	総務 太郎
払込内容	無線局再免許申請
払込金額	2,400

確認

⑥現金、キャッシュカード及び通帳での払込が完了し、利用明細書が印刷されます。利用明細書の内容をご確認ください。

払込が完了しました。
ありがとうございました。

メニューへ

※最後に、電子申請システムの申請・届出メニュー画面から納付情報照会画面まで進み、電子納付を行なった申請の「納付番号」を表示させ、納付状況が「納付済」になっていることを確認してください。

4. 申請手数料の電子納付手続

【参考1】資金前途による支払い事例（A市の場合）

地方公共団体の職員が直接電子申請を行なった際、手数料の支払いを資金前途とすることが可能です。

（地方自治法施行令第161条により「官公署に対して支払う経費」は資金前途とすることが可能）

※「精算を領収書以外の書類で行えるか」については、以下のA市の財務規則により、履歴伝票及び「申請・納付状況」を印刷したものを添付し、精算します。

- 領収証又は領収証を徴し難いものについては、支払を証明するに足りる書類（以下「領収証等」という）を徴しなければならない。（資金前途清算の条件）領収書等を添えて清算する。

資金前途による支払い手順は以下のとおりです。

- 対象無線局の申請を電子申請にて実施します。
- 審査完了後、納付依頼メールを受領します。
- 納付情報照会画面（納付状態が「未納」になっていること）を印刷します。
- 納付情報照会画面を印刷したものを資金前途の支出根拠として、資金前途を受けます。
- ATMより電子納付を行います。
※履歴伝票（利用明細票）が証拠書類となりますので必ず保管してください。
- 納付情報照会画面（納付状態が「納付済」となっていること）を印刷します。
- 5の履歴伝票及び6の納付情報照会画面を印刷したものを証拠書類とし精算します。

資金前途の支出根拠書類

【納付情報照会画面】

（実際は印刷したものを提出ください。）

以下の状態となっていること。
納付状態：未納
収納日：－

納付対象情報	
納付内容	無線局開設申請手数料
問い合わせ番号	S2012XXXX-0000XXXX
申請種別	無線局再免許申請
届出番号	関東総合運用局
納付金額	3,000円
納付状態	未納
納付依頼日	平成23年01月15日
納付期限	平成23年02月
収納日	－

納付明細情報
納付の際には以下の番号が必要です。メモを取るか本画面を印刷してください。

収納機関番号	00100
納付番号	1234-5678-0000-0100
確認番号	111111

※【電子納付】ボタンをクリックしてからインターネットバンキングへのログインは30秒以内に完了してください。30秒を経過してログインが継続できない場合やログインエラーの場合は、再度【電子納付】ボタンをクリックしてください。

戻る 電子納付 キャンセル

精算に必要な証拠書類

【ATMの履歴伝票（利用明細票）】

利用明細票

(払込詳細情報)

払込内容
無線局再免許申請

払込内容が「無線局再免許申請」となっていること。

【納付情報照会画面】 （実際は印刷したものを提出ください。）

以下の状態となっていること。
納付状態：納付済
収納日：平成xx年x月x日

納付対象情報	
納付内容	無線局開設申請手数料
問い合わせ番号	S2012XXXX-0000XXXX
申請種別	無線局再免許申請
届出番号	関東総合運用局
納付金額	3,000円
納付状態	納付済
納付依頼日	平成23年01月15日
納付期限	平成23年02月
収納日	平成xx年x月x日

納付明細情報
納付の際には以下の番号が必要です。メモを取るか本画面を印刷してください。

収納機関番号	00100
納付番号	1234-5678-0000-0100
確認番号	111111

4. 申請手数料の電子納付手続

【参考2】申請手数料の一例

主な申請手数料は以下のとおりです。（平成20年4月1日施行）

詳細については、下記URLをご参照ください。

参考URL：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/feestab/index.htm>

無線局の種類	基本送信機の規模 (空中線電力による)	新規免許の申請手数料		再免許の申請手数料	
		書面申請	電子申請	書面申請	電子申請
固定局、基地局、 陸上移動局など	1ワット以下のもの	¥3,550	¥2,550	¥1,950	¥1,500
	1ワットを超え、5ワット以下のもの	¥4,250	¥3,050	¥3,350	¥2,400
	5ワットを超え、10ワット以下のもの	¥6,700	¥4,500	¥4,950	¥3,250
	10ワットを超え、50ワット以下のもの	¥14,600	¥10,400	¥6,700	¥4,500
	50ワットを超え、500ワット以下のもの	¥25,500	¥17,000	¥9,700	¥6,500
	500ワットを超えるもの	¥30,200	¥19,300	¥12,700	¥8,700

※空中線電力500ワット未満の多重無線設備（技適設備を除く）の送信機で500MHz以上の周波数の電波を使用するものは空中線電力500ワット（50ワット未満で移動する場合は50ワット）の送信機とみなします。

5. 電子申請に関する問い合わせ先

ヘルプデスク

電波利用 電子申請・届出システムについて、ご不明な点がございましたら、以下のヘルプデスクまでご連絡ください。

TEL: **0120-850-221**

受付時間：月曜日から金曜日（祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の8時30分～17時00分（時間外の場合は、自動メッセージが流れます。）

総合通信局

電子申請に関するご質問、お問い合わせは、

総務省 中国総合通信局 無線通信部企画調整課
にご連絡の上、ご相談ください。

TEL: **082-222-3357**

対応時間：月曜日から金曜日（祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の8時30分～17時15分

